

特別職非常勤職員募集要項

(都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士合同募集)

都市整備局と住宅政策本部とで、局顧問弁護士・本部顧問弁護士の募集を合同で行います。

以下の内容は、特に明示がない限り、都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士に共通です。

項 目	内 容
職名	都市整備局顧問弁護士 住宅政策本部顧問弁護士
任用根拠	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
職務内容及び勤務職場	都市整備局顧問弁護士 都市整備局事業に係る各種法律相談 都市整備局総務部総務課（新宿区西新宿2-8-1） 住宅政策本部顧問弁護士 住宅政策本部事業に係る各種法律相談 住宅政策本部住宅企画部総務課（新宿区西新宿2-8-1）
応募資格・求められる能力	・弁護士資格を有している ・民事訴訟・行政訴訟に関する高度に専門的な知識・経験を有している ・行政実務や自治体法務に関する知識、理解があり、局・本部事業全般に対して法的側面からの助言等を行うことができる ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月8日以内
休暇等	（有給） 年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数が月13日以上の場合） （無給） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、健康管理休暇 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	日額 21,900円 通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日） ※ 原則として毎月15日支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入なし
応募方法	下記の応募書類を東京都都市整備局総務部総務課宛てにメール（S0000161@section.metro.tokyo.jp）にて御提出ください。 ※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いします。応募を確認した後、受信確認のメールを返信します。 （1） 応募書類 ア 特別職非常勤職員申込書（所定の様式による。） イ 職歴調書（所定の様式による。）

	ウ 司法修習終了証の写し ※ 都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士の両方への申込みも、いずれか一方への申込みも可能です。 ※ 応募書類については、都市整備局及び住宅政策本部にて厳重に管理するとともに、記載された個人情報、都市整備局顧問弁護士・住宅政策本部顧問弁護士の選考及び任用に係る事務の範囲内で利用します。 (2) 申込受付期間 令和8年1月9日(金曜日)から同月23日(金曜日)17時まで(必着)
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接(日程は、電話又はメールにて調整) 可否については、都市整備局、住宅政策本部それぞれから、本人宛郵送により通知します。 また、選考経過及び結果に関する問合せについては、一切応じません。
その他	募集・面接は、都市整備局と住宅政策本部が合同で実施しますが、任用・報酬支払は、都市整備局、住宅政策本部それぞれが行います。
問合せ	(都市整備局) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎12階南側 東京都都市整備局総務部総務課文書担当 電話 03-5388-3208 (ダイヤルイン) (住宅政策本部) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎13階南側 東京都住宅政策本部住宅企画部総務課文書担当 電話 03-5320-4918 (ダイヤルイン)

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。